平成 29 年度 香川県行財政改革推進会議 議事録

- **1** 日 時 平成 30 年 3 月 22 日 (木) 9:30~11:10
- 2 場 所 香川県社会福祉総合センター 7階 第2中会議室
- 3 出席者

【委員】

岡田議長、細見副議長、天野委員、齋藤委員、柘植委員、真鍋委員、森委員

【事務局】

(政策部) 大山部長、東田次長、寺嶋政策課長、尾崎予算課長、近藤総括政策主幹

(総務部) 徳大寺部長、星加次長、井手下人事・行革課長、定浪人事・行革課副課長 井下政策主幹

(危機管理総局) 三好次長、(健康福祉部) 小川次長、(商工労働部) 近藤次長

(交流推進部) 大畑次長、(農政水産部) 川上政策主幹、(出納局) 川上会計課長

(水道局) 大西次長、(教委事務局) 松原次長、(警察本部) 近藤参事官、(病院局) 中井課長

4 議 題

(1) 香川県新行財政改革基本指針 平成30年度実施計画(案)について

(議長)

・平成30年度実施計画について、御意見、御質問がございましたらお願いします。

子ども政策推進局の設置

(委員)

- ・子ども政策課、子ども家庭課を設置し、子育ての部局を拡充し取り組んでいくことが、少子 化対策には大事なことであると思うが、一般的に、組織を拡充すると、課や部をまたいで担 当どうし連絡や情報交換する機会が少なくなりうる。
- ・子育て支援に関しても、雇用、産業、起業支援や学童保育などについては、部局間の連携が 必要であり、会議体やプロジェクトチームという形で、積極的に横の連携を図ってほしい。

(委員)

・子どもに格差があり、子ども食堂に代表されるように、これだけ物があふれているのに、ご飯が食べられない子どもがいる。働くときに子どもを預けられないことなど、いろいろ原因があるのだろう。その上でお聞きするが、子ども政策推進局は、どのような目的で設置したのか、私としては、母親や子ども目線で、取り組んでもらえたらと思う。

(委員)

・格差があることはわかるが、意外と見えにくい。子ども食堂が現実にある以上は、困っている方が多いのだと思う。子ども政策推進局を設置して取り組んでいくことはよいことだと思う。

(事務局)

- ・他部局との連携については、御指摘のとおりであり、結婚から妊娠・出産を経て、子育てさらには青少年育成まで子どもへの切れ目ない支援を総合的に推進するため、複雑多様化する子どもを取り巻く課題に、これまで以上に取り組みたい。
- ・結婚に関しては、結婚を希望する男女の出会いの場の提供として、かがわ縁結び支援センタ ーの土曜日開庁といった相談窓口の拡充を行っていく。
- ・妊娠・出産への支援として、来年度、新たに不育症の治療費を助成する制度を創設し、相談機能の充実も図る。待機児童対策としては、保育士の人材確保を図るほか、市町と連携して待機児童の保護者に対する一時預かりの事業を実施する。また、子育て環境の整備としてさぬきこどもの国のリニューアルに取りかかる。
- ・青少年の健全育成については、子ども・若者の抱える困難に対応するため、支援機関を構成 員とする協議会を立ち上げるとともに、困難を抱える子ども・若者が集える居場所の提供に 取り組む団体に対する支援も行う。
- ・御指摘のあった子どもの貧困については、子どもの将来は生まれ育った環境に左右されないことが重要だと考えている。子ども政策推進局が中心となって、部をまたがる課題について、各部局と連携して支援していきたい。対策としては、支援を要する子どもを早期に発見し、適切な支援につなぐことが重要である。十分に支援を受けられていないケースもあるので、今年度、県にコーディネーターを配置し関係機関との連絡調整に当たっている。また、市町に配置できるコーディネーターを養成する取組みも引き続き行う。

包括外部監査結果

(委員)

・病院局については、実施計画において、人件費比率の適正化を図るとあるが、先日の新聞で、 包括外部監査で県立病院への指摘があったとの記事を見たが、具体的などのような指摘がな されたのか。以前には、丸亀病院の医師の超過勤務の問題もあったが、その後の経過も教え てほしい。

- ・包括外部監査では、主に会計処理についての指摘を受けており、固定資産については、既に 廃棄した備品が固定資産台帳には残ったままになるといった事例があった。貸倒引当金につ いては、過去の不納欠損の実績ではなく、今後は未収金をきちんと見込んで多く貸倒引当金 を引き当てるよう指摘があった。平成19年度に地方公営企業法が全部適用となり、病院事業 管理者を置いたので、文書の宛先も病院事業管理者となるべきところが、知事のままとなっ ているものがあった。
- ・指摘のあったことは、適切な事務処理や資産の有効活用など、重要な事項と認識しており、 できるものは早急に検討し対応していきたい。
- ・医師の超勤についてであるが、医師には応召義務がある。丸亀病院では精神科医が5名いるが、週2日、当直が組めない日があり、その日に1人の特定の医師に当直に入ってもらっており、その時間を超過勤務として扱っていたため、超過勤務が増えていた。その後、当直を平準化することで、かなり超過勤務は減ったと認識している。

(委員)

・公認会計士らしい意見であると思う。赤字経営の指摘が主と思っていたが、監査の視点での 意見であることが分かった。

人員・組織・権限移譲・テレワーク・超過勤務縮減など

(委員)

- ・人員の適正管理があるが、真鍋知事時代に職員が500人減った中で、若干でも職員数が増えることはよかった。一方、採用辞退者が多いことに対して、どのように対応しているのか。
- ・グループ制の項目であるが、現場に聞くとグループリーダーの負担が大きいため、中間的な職としてサブリーダーを設置しているとのことだが、人員も限られ日々の業務に追われる中では、部署によっては、うまく機能していないと聞く。現状を分析・総括して、取り組んでいく必要がある。
- ・指定管理者制度に関して、2010年に総務省から運用上の留意事項を示した文書が出されている。経費削減にこだわると、人件費が圧迫され安定的・継続的な運営に支障が出たり、事業者が手を上げずリタイアしてしまうという課題があるため、出された通知であると認識している。指定管理者更新の際の公募時に、従来より提案額を引き下げないと、指定管理者になれないという声を聞く。そういった状態にならないよう、県は、適切な行政サービスを提供してもらうためにも、財政面での支援も含め、運営状況をしっかり点検することが必要だと考えている。
- ・市町への権限移譲についてであるが、市町も業務に余裕がないので、市町の意見をきちんと 聞いたうえで、移譲を行ってほしい。

- ・知事部局では、平成 29 年度は退職補充や技術伝承を目的とした前倒し採用のため、142 名の 採用計画を立て、142 名の内定者を出したが、現時点で 22 名の辞退者が出て、来年度の新規 採用者は 120 名を見込んでいる。採用辞退の内訳としては、国や市町に就職するというもの が多い。
- ・サブリーダーについては、グループリーダーの業務が過重になっていること、グループリーダーになる前の職員の育成の観点から、本庁副主幹にグループ内の一部の業務を総括させるために配置している。私どもも、うまく機能していないという課題認識はある。サブリーダーになる職員は40歳代が多く、今後、採用を相当圧縮し人数が少ない世代の職員が適齢期になるまでに、一定の経験を積ませなければならず、そういった観点で、サブリーダーの見直しに取り組みたい。
- ・指定管理者について、サービス向上を目的として、公の施設の維持管理に導入しているものであり、基本は公募して事業計画書を審査した上で指定管理者を選定している。必ずしも前回の事業者は選定されるわけでないので、先行きが不安なのはわかるが、県行政の効率化に資するものであり、やむを得ないとは思う。選定時には、社会保険労務士も入ったうえで、人件費などが不当に安くなっていないか、審査しており、指定管理の運営期間中も、各担当課が実地調査の際にチェックを行っている。

(事務局)

・住民に身近な行政は、できるだけ市町にしてもらうことが住民の利便性にとっても望ましいという観点から、法律とは別に条例に基づいても移譲を行っており、平成29年4月1日現在で47項目647事務を県独自の条例に基づき移譲している。移譲に当たっては、委員御指摘のとおり、市町と十分に協議したうえで、進めていくべきであると考えている。

(委員)

- ・スクラップ・アンド・ビルドについては、新たな事業を立ち上げるのに負担感がある。現場では業務が複雑多様化し、なかなかスクラップも進まない。また、スクラップは県民サービスや自分の仕事を否定するような視点でやらざるを得ないので、やりにくいと思う。過去のスクラップできた経験、できなかった経験について、職員に意見を聞いて、その内容をもとに現場に手法を提案していくなどの工夫をしてほしい。
- ・トップダウン型の業務改善についてであるが、管理職が勝手にやるようなイメージがある。 現場と相談したうえで、進めてほしい。
- ・テレワークについては、ワーク・ライフ・バランスの確保の観点から、時間管理の面で懸念がある。時間をチェックできないと逆に長時間労働になるので、時間管理には工夫をしてほしい。
- ・超過勤務の縮減は、労使双方で取り組む課題である。県の超過勤務については、平成27年度には年間1,000時間を超えている者が40人いたと、以前に議会で報告されたが、年次休暇の取得状況と合わせて、その後の状況を教えてほしい。
- ・教職員の働き方改革に、来年度 7,700 万円の予算がついている。市町に指導員を配置したり、 オンライン研修をするなどの内容であったかと聞いている。現場の教員からは、留守番電話 を導入してほしいという声を聞く。夜間休日の電話対応をセンター化して運営していく必要 があるのではないか。
- ・総人件費の抑制について、ラスパイレス指数が、平成 27 年度は 97.5、平成 28 年度は 97.7 で、都道府県では 2 年連続 45 位となっている。ラスパイレス指数は、基本的に 100 は確保 するべきである。人材不足が言われる中、賃金を上げるだけで人員確保をできるとは思えないが、少数精鋭というのであれば、全国 45 位は少し低すぎる。

(委員)

- ・テレワークには非常に関心を持っている。目の前にいない職員を監督することは大変だと思うし、在宅勤務者は孤独感を感じることもある。しかし、限られた時間で業務を行うと、在宅勤務者本人に時間のコスト意識が芽生えることはメリットである。また、育児だけでなく介護も対象としたのはいいことである。
- ・しかし、せっかく在宅勤務を導入しても、利用されないケースがよくある。その理由として は、テレワークをしている職員はサボっている懸念を持たれることがあり、そうなれば職員 もなかなか利用できない。管理職が率先して在宅勤務制度を利用すれば、導入が進むのでは ないか。
- ・超過勤務の関連で言えば、例えば議会対応の際に、質問がある可能性があるので、みんなが 残って超過勤務をしているので、帰りづらい人もいるのではないかと思う。残る人数を減ら して管理職や役付の職員だけ残るようにすることなど、暗黙のルール的なことを、柔軟性を 損なわない範囲内で全庁ルールとして明文化したほうが、超過勤務の縮減にもつながるので

はないか。

(事務局)

- ・スクラップ・アンド・ビルドについてであるが、大きく分けて、財源の確保と業務量の削減の2つの目的がある。委員から御指摘のあったとおり、県民サービスの観点から事業をやめにくい点はある。当初予算で10億円の新規重点枠を設定しており、その枠を使用する事業を行うには、事業の財源の半分は事業をやめて財源をねん出することを要件としている。そうすることで、やめにくさが和らぐものと考えている。
- ・業務量の削減という点で、事業数についても管理を徹底しており、ここ3年は廃止事業が新規事業を上回っている。形骸化しているという意見もあるが、まずは事業数を少なくすることで若干でも業務量を抑える効果はあると考えている。定量的に業務量を把握するのは難しく、実際にどれくらいの業務量が減っているかは、個別に見ていかなくてはならないと考えている。委員の御指摘も踏まえ、スクラップ・アンド・ビルドを進めていきたい。

(事務局)

- ・平成 27 年度から事務事業の見直しを行っている。平成 27 年度、平成 28 年度は職員からのボトムアップで見直していたが、どういった優先順位で事業をやめるのかというような判断は、管理職が責任を持って見直すことであり、平成 28 年度に管理職を対象としたトップダウン型業務改善研修を行い、平成 29 年度は管理職が率先して、事務事業の見直しに取り組んだ。もちろん、職場での担当者との話し合いはお願いしている。
- ・テレワークについては、労働時間の管理が課題であることは認識している。全国で 35 都道府 県は何らかの形でテレワークを導入している。平成 30 年度に試行を始め、試行の中で出てき た課題を解決することで、本格導入につなげたい。メリットとしては、委員も御指摘された 時間コストの認識があり、試行の中でもアンケートを取りながら、進めていきたい。
- ・平成 27 年度には年間 1,000 時間以上の超過勤務者は知事部局で 40 名いたが、平成 28 年度 は 29 名に減った。年次休暇については、知事部局で、平成 28 年は平均 8.8 日、平成 29 年は 平均 9.0 日で、超過勤務は少し減り、年次休暇は少し増えている。この流れが引き続くよう に来年度も取り組みたい。
- ・確かにラスパイレス指数は低いが、どれくらいが適当かは議論の分かれるところであるが、 2800 人体制で 45 位では、職員のモチベーションも低くなりかねず、モチベーションにも配 慮して見直しを行いたい。

- ・教職員の超過勤務が常態化しているので、学校現場にも働き方改革が必要である。平成 29 年度に教育委員会の中に、働き方に関する研究会を立ち上げ、更に、市町教育委員会や有識者から意見を聞きながら、具体的なプランの検討を行っている。プランの重点的な取組みとして、委員御指摘の夜間、休日の留守番電話サービスの導入も考えている。
- ・このほか、中学校や高校では、部活動が時間外勤務の大きな要因となっており、週に複数日の休養日や、1日当たりの活動時間の上限を設けることついてのガイドラインを策定したり、 夏季休業中に、教職員が夏季休暇等を取得しやすいよう、夏季休業中に学校閉庁日を数日設けることを考えている。
- ・平成 30 年度当初予算では、教職員の職務を支援するスクールサポートスタッフを雇用した

り、部活動指導員といった外部人材も活用することを計上しており、教職員の負担軽減を進めていきたい。

(委員)

- ・県の職員の年齢層に偏りがあり、職務経験者採用と新卒採用で是正を進めていると理解している。景気もいいことから雇用の流動化が激しくなっており、新卒採用に偏ることなく、職務経験者採用にも力を入れてほしい。
- ・高松市では、今年、UDトークという音声認識するICT端末を試験導入した。高松市では 庁内LANに接続せず、音声認識するアプリだけしか入れていないので、リスクは少ない。 県のモバイルワークでは、セキュリティシステムは構築するのだろうが、職場のパソコンを タブレットでリモート操作することになるため、庁内LANにある内部情報にアクセスされ たり、データを抜き取られるセキュリティ上の問題が発生するおそれがある。この点につい て、どのような対策を考えているのか。

(事務局)

- ・モバイルワークは、サービスの向上や業務の向上が期待できるが、一方で、委員御指摘のと おり情報セキュリティには十分留意していく必要がある。
- ・情報セキュリティ対策としては大きく3点あり、1点目は、インターネットからは遮断され た専用の閉域網を利用するため、情報が外には出て行かないようにしている。
- ・2点目は、タブレット端末を使用し庁内パソコンの画面を遠隔操作する方式を採用するため、 タブレット端末へのダウンロードや端末からの印刷はできないので、万一、端末の紛失、盗 難があっても、タブレット端末内には情報が残っていないため情報漏洩にはつながらない。 また、外部から職員がアクセスする際には、アクセス権限のある部分にしかアクセスできな いようにしているので、権限のない部分の閲覧や利用はできず、委員から御指摘のあったよ うな何でも見られるような状況にはしていない。
- ・3点目には、外で使用するため、第三者に画面を見られるおそれはあるが、画面にのぞき見 防止フィルターをつけることで対処していく。利用する職員には第三者に画面をのぞき見ら れないよう注意して利用することを周知していく。

ふるさと納税

(委員)

・ふるさと納税について、本来、県に入るべきであった税収が県外に流れているのではないか と懸念している。これまでの県の受入額と、県から出て行っている額の推移を教えてほしい。

- ・本県では、平成 25 年度までは返礼品を設けておらず、平成 25 年度の県への受入額は約 370 万円であった。
- ・平成 26 年度から返礼品制度を導入し、平成 26 年度は県への受入額は約 980 万円、(委員の言う県から出て行っている額である) 他自治体へのふるさと納税に対する県民税控除額が約 3,100 万円、平成 27 年度には返礼品を納税額に応じて3段階とし、県への受入額は約 5,830 万円、県民税控除額が約 1 億 9,000 万円、平成 28 年度の県への受入額は約 3,100 万円、県民税控除額は約 3 億 3,000 万円となっている。

- ・平成 28 年度は県民税控除が特に多くなっており、推測ではあるが、熊本地震があったため、 熊本県へのふるさと納税が大きく増えたこと、また、他自治体の返礼品が豪華になっていっ たことの影響があるものと思われる。
- ・本県では返礼品は、受入額の3割以内としており、ふるさと納税の趣旨に沿って、節度を持ちながらも、県産品のPRの観点もあるので、工夫していくことは大事である。県の取組みに賛同する方からのふるさと納税を増やすため、分野を中心とした納税から、来年度からは、より具体的な事業を示して、寄附を働きかけたいと考えている。

(事務局)

- ・あくまで概数であるが、県内市町も含めれば、平成25年度は4,000万円程度の受け入れに対し2,000万円程度の税控除、平成26年度は1億円程度の受け入れに対し約7,000万円程度の税控除額、平成27年度は7億円程度の受け入れに対し5億円弱の税控除額となっており、受入額の方が多い。
- ・いかに、他県の方に対して、市町も含めてPRして、県や市町に対してふるさと納税をして もらうかが大事であり、市町と合同で東京でのフェアなどでのPRや、県の東京事務所や大 阪事務所に市町のパンフレットも置くなど、市町との連携に努めている。

(委員)

・ふるさと納税の本来の趣旨は、県外に出ている子どもが、ふるさとに納税することだと理解 しており、県産品の返礼は、制度本来の趣旨とは違うと思うが、県や市町をPRする意味で は大事なのかなとは思う。ふるさと納税の本来の趣旨を踏まえつつ、県や市町を他県の方が 応援でき、納税もできる仕組みが続いていけばいいと思う。

縁結び支援センター・UJIターン

(委員)

・平成30年度の実施計画では、縁結び支援センターと在宅勤務の試行が画期的である。縁結び 支援センターは、県外の方の縁結びも行うのか。

(事務局)

・基本的には県内の方を対象としているが、県外に居住していても、香川県への移住を希望する方は登録可能であり、既に登録もある。

(委員)

- ・高松商工会議所でも結婚支援に取り組んでいます。そして9組が成立したと聞いた。結婚支援は大事な取組みであると思うので、県も頑張ってほしい。
- ・人手不足は深刻であり、県が中途採用を行うなら、移住の支援も含めて取り組んでほしい。

(事務局)

・県では、移住の視点も持ちつつ、県外在住の職務経験者を対象としたUJIターン型の採用 試験を行っている。募集状況は厳しいものの、県職員の人材確保という点からどのようなこ とができるのか今後も検討していきたい。

(2) その他

(議長)

・事務局のほうから何か言っておくことはないか。

(事務局)

・本日、委員の皆様からいただいた御意見を踏まえて、平成30年度の実施計画を、来月の行財 政改革推進本部会議で決定し、着実に取組みを進めていきたい。

(議長)

- ・本日、委員の皆様からあった御意見については、県において十分に検討、反映していただく ようにお願いしたい。
- ・委員の皆様には、会議の進行に御協力をいただき感謝します。
- ・本日の推進会議はこれで終了させていただきたい。